

祐盛抄について

— 奥義抄・和歌色葉との関係から —

浅田徹

本稿では祐盛抄という作品をとりあげるが、これは色葉和難集に「祐盛云（祐云）」という形で引用されて断片的にその内容が知られるだけの散佚歌学書である。題名も不明なのであるが、ここでは原田芳起氏の仮に付けられた名称に従う。

祐盛抄についてはまだ研究が進んでおらず、考証すべきことが残されていると考えられる。本稿ではその逸文を一覧し、成立・性格などを論じてみたいと思う。

一、祐盛抄と奥義抄

色葉和難集（以下、和難集と略称）に「祐盛云」「祐云」と記す数多くの引用が存在することはすでに知られている。俊頬息とされる祐盛法師がこれにあたることは間違いないと思われ、もし真作であれば平安末期ないし鎌倉初期の歌学書として注目されるわけである。

祐盛については早く杉崎重遠氏「祐盛法師」（楳の木12—2、昭12・2、『王朝歌人伝の研究』昭61・3に所収）が基礎的な資

料を呈示され、さらに大取一馬氏も「俊惠と祐盛——その歌論と歌と——」（高野山大学論叢13・昭53・2）で同様の作業を試み(1)ておられる。勅撰作者部類には「教山阿闍梨 源俊惠子」とあり、これを信すれば、古今著聞集によって養和二年の賀茂重保尚歯会の際六十五才であったことがわかつているので、同じく俊頬息の俊惠よりは五才年少の弟であったことになる。十七年後の正治二年の年記を持つ三百六十番歌合に採られているので、長命して新古今時代に至つたらしい。

大取氏は和難集の「祐盛云」の引用にも言及され、祐盛の言説として扱つておられる。また、これを集成し、一覧表にしておられるが、私見によれば十三条ほど脱けており、誤りもあるようなので、ここに改めて掲げることにしたい。最上段は通し番号、ついで『日本歌学大系』別巻二の頁数、被注語（見出し語）等を表示する。下欄は別出で、奥義抄・和歌色葉及びその他の歌学書に同一の注がある場合、やはり『日本歌学大系』の頁数でそれを示した。「?」を付したものは認定に不安の残るものである。なお、

表

「童」としたのは和歌童蒙抄である。(表)

付注歌の出典は示さなかつたが、金葉集までの勅撰集・万葉集・

堀河百首・その他の古歌と広範囲にわたつてゐる。

これらの「祐盛云」について初めて本格的な検討を試みたのは

原田芳起氏(大東奥義抄管見)(かがみ8、昭39・3。のちに改稿、

〔大東急記奥義抄管見〕として『探究日本文学中古編』昭54に収録。

引用は後者に従う)であった。原田氏は奥義抄の伝本中特殊な本

文を有する大東急記念文庫本の性格を考察して、これを改訂増補

本と位置づけ、清輔が他の歌人からの批判をうけいれようとして

自ら改訂の筆を加えたものと論じられたのであるが、その立場か

ら注目される現象として、和難集所引の祐盛説に奥義抄と同文的

な記述が多く、しかもその本文が大東急本に非常に近いというこ

とを指摘されたのである。

前掲の一覧表に奥義抄との重載状況を記入しておいたが、いか

に多くが共通するかが明らかにならう。原田氏の挙げられた例

(①②③④⑤)と重複しないように二、三例掲出してみる。

(奥)としたのが奥義抄の該当部分である。(2)

⑬祐盛云、琴にはかづらのをといふ事のあるなり、隠遁などは

琴の緒たえねれば、くずかづらなどをもかるるゆゑなり。

古詩にも、風排琴上葛絃鳴と作れり。

(奥)琴にはかづらのをといふ事あり。隠逸などは琴の絃たえぬ
ればくづかづらなどを用ゐる故なり。古詩にも風排琴上一

葛絃鳴とつくれり。

⑭祐云、是は慶雲の心をよめるなり。御門きさきのいでき給ふ

べき所には紫雲のたつなり。南仲記云、紫雲瑞に膺て堯生

也。雲は向出北斗三九、南風雲龍漢之上臻ル、堯母感氣扶

袖、雲愛令下て入堯母之懷、堯母也。帝王世記云、堯帝王

生時、紫雲覆於殿上、此帝時住遭九年之洪水、人民謗不

菜食二云々。

(奥)これは慶雲の心をよめるなり。みかど後の出でき給ふべき

所には紫の雲のたつなり。南中紀云、紫雲之瑞に膺て堯を

生也。雲向於北斗乘南風、雲龍漢之上に到、堯母感氣

扶袖、雲愛之下入堯母之懷、堯母也。

⑮祐云、下の帶とは東帯にはうへ下に帶をすれば、下の帶とよ

めり。おびははしべくは左右にわかるれども、引まはしては

前にあへば、めぐりてはあはんとそへたり。

(奥)おびは、はしは左右にわかるれども引まはしてまへにあへ

ば、かのおびのやうにかたぐくわかるとも、ゆきめぐりて

あはむとはそへたる也。下帯とは東帯には、うへしたにお

びをすればいふ也。

⑯はほぼ同文。⑰は傍線部分が奥義抄になく、⑯は記述の順序
が異なつてはいるが、それを除けば同文に近い。一覧表に重載を
記した項目は、ほとんどがこのよだ一致を示す。

右に挙げたのは奥義抄の本文上、流布本や歌学大系本のような
改訂前のものと大東急本のような改訂本との間に大異のない項目
を選んだのであるが、改訂によつて内容の変った項目では、祐盛
抄の注は改訂本の本文によく一致することが原田氏の詳細な比較
によつて確められてゐる。(3)

奥義抄の改訂の動機を、他の歌人からの批判にもとめる原田氏は、右の現象を、清輔が祐盛の批判をとりこんだ結果であると解釈された。

祐盛の著述（仮に祐盛抄とでも呼ばうか）は『奥義抄』の説を批判した条々⁽⁴⁾があるから、勿論『奥義抄』よりも後のものだが、逆に東（大東急本を指す——浅田注）の祖本が原撰『奥義抄』に施した改稿にかなり顕著に影響しているから、原撰『奥義抄』批判などを主内容とする学書であり、清輔の

眼にも入ったものかと思われる。それが感情的な難奥義抄的性格を有するものであつたら、清輔が虚心に採用して改訂の資とする事はなかつたであらうから、祐盛が清輔と親しい人間関係にあつた人物であつたとも思われる。祐盛の抄物と『奥義抄』改訂との間には、なにがしか本末関係があつたようである。

すなわち、改訂本奥義抄と祐盛抄とが似ているのは、改訂本奥義抄が祐盛抄を書承吸収したからだ、と考えられたわけであるが、はたしてそうであろうか。右の現象からは、二つの場合が想定可能であるはずだ。つまり、(a) 清輔が祐盛抄を参考にして奥義抄を改訂した。(b) 祐盛抄が改訂本奥義抄を資料として抄出転載した。のどちらであつても同様に両者は相似するであらう。原田氏は(b)の可能性を検討しておられないが、私見では、実は(b)が正しく、

(a)（原田氏説）は成り立たないと考える。それは、祐盛抄が③と④において六百番歌合の顯昭陳状と俊

成判詞とをそれぞれ引いているからである。六百番歌合の披講・加判・難陳がいつ行われたかは必ずしも明らかではないが、建久四（一九三）年ないし五年の頃であろうとされている。従って祐盛抄の成立はそれ以後であり、治承元（一七七）年に没した清輔が祐盛抄を披見することはない。③と④とを後の増補とみる徴証のない限り、(b)の立場をとるべきで、祐盛抄は奥義抄の改訂には関係がなく、単に改訂本奥義抄から同文的引用を行つたにすぎないのである。

それでは、この立場から祐盛抄を眺めると、それはどのような作品として見えてくるだろうか。しかし、それを考察するためには、和歌色葉との関係を見ておかねばならない。

二、祐盛抄と和歌色葉

祐盛抄は奥義抄と密接な関係を有することを見たが、同様に深い関係にあるのは和歌色葉である。両者に共通の記述が存在することはすでに村尾誠一氏が指摘しておられる（『研究資料日本古典文学』11「漢詩・漢文・評論」の和歌色葉の項。但し堀河百首注についてのみ）。しかし、具体的な調査結果を発表しておられるわけではないので、私に調べたものを前掲一覧表中に示しておいた。これもまた非常に多くの部分で一致することが知られよう。そして、これも同文的な関係にたつものが大半なのである。左に例を示そう。

⑦祐云、今日のみあれとは祭のさきの日大明神の前の山の上の旅所におはしますを云なりとぞ、賀茂の案内者は申しけり。

猶々可^レ尋。又みあれとは御所生とかきたるとかや。もし生

れ給ひける日にや。

(色)けふのみあれとは祭のまへの日、大明神前の山のうへの旅

所に御するをいふとぞ賀茂の案内者申ける。なほ^一尋ぬ

べし。又みあれとは御所生と書きたるとかや。若し生れた

まひける日にや。

③ 後まことにやなべてかさねしをみ衣とよのあかりのかくれ

なき世に

祐盛云、此歌は源頼家朝臣のあひしれる女の五節に出たりけ

るが、こと人に物いはるゝとき^トつかはしけるなり。とよ

のあかりをみな人五節にのみよみならはせるに、まだかく九

条殿^{トモ}下の内大臣家に人々百首よみける時、元日宴といふ題に、

頭昭阿闍梨歌云、

むつきたつけふのまどるやも^レしきのとよのあかりのは

じめなるらん

と読みけるを、人々かたぶきて、とよのあかりは五

節也。元日宴は正月朔日節会なれば、きはめたるひが事也

と難じけるに、作者豊明とは日本紀に宴字をよめり。これ

元日宴は正月朔日節会なれば、ひが事なりと難じけるに、

作者、豊の明とは日本紀に宴の字を読み。是則せらゑなり。

いはゆる正月朔の元日節会、同七日白馬の節会、同十四日踏

歌の節会、九月九日重陽節会なり。脱故此五箇度の節会の

宣命にみな豊明きこしめす日なりとかけり。豊はゆたかなる心

心、明はあきらけきよなり。或は豊楽ともかけるについて、

元日宴を豊の明はじめにいはひてつかうまつれるなりと陳申されければ、難者、英才、當世の歌仙、各くちをとどてかし

らをかたぶけけるとかや。まことに五節は一の節会なればいひきたれるを、五節ばかりに読むべしとさだむる事は、ふかくしらずして浅く難けるなるべし。よみくち譜代はいうにいまとする人多けれども、広才博覽はこゆべきたぐひすくなれば、件の阿闍梨を広学なりとは人申けるとかや。

(色)
(歌略)

をみ衣は異名の中にいへり。この歌は源頼家朝臣あひしれ

る女の五節に出でたりけるが、こと人に物いはるゝと聞き

てつかはしける也。この豊明をばみな人かやうに五節にの

みよみならはせるに、まだかく九条殿^{トモ}下内大臣家に人々百

首歌よみける時、元日宴と云題に頭昭阿闍梨

むつきたつけふのまどるやも^レしきのとよのあかりの

はじめなるらむ

とよめりけるを、かれこれかたぶきて、とよのあかりは五

節也。元日宴は正月朔日節会なれば、きはめたるひが事也

と難じけるに、作者豊明とは日本紀に宴字をよめり。これ

則節会也。いはゆる正月一日は元日の節会、同七日は白馬

の節会、同十四日は踏歌の節会、九月九日は重陽の節会、

新嘗会は五節の節会也。この五箇度の節会の宣命に、皆と

よのあかりきこしめす日なりとかけり。豊はゆたかなる心

也。あきらかはあきらけき世也。或は豊樂ともかけるにつ

きて元日宴をとよのあかりのはじめに祝ひてつかうまつれ

りと陳申しければ、難者の英才當世の歌仙各口を開て悉頭を低げるとかや。この儀をば先達も此定にぞ沙汰せし。ま

ことに五節は一の節会なれば折につけていひきたれるを、五節ばかりに豊明をよむべしと定むる事は、ふかくしらずして、あさく難するなるべし。読口譜代はいうにあります人多かれども、運心劬労はこゆべき輩すくなれば、件の阿闍梨を広学なりと、この入道が「わたくしに」ゆるし侍る也。謡家どもは定てあざけりわらひあはれむか、いかん。

このほかに、祐盛抄が多かつたり、和歌色葉が多かつたりといふケースはあるが、重複部分については同文とみてよい。これはど一致するのであるから、両者に何らかの関係がなければ説明はつくまい。その場合、最も自然に考えられるのは一方が一方を書承したというケースである。

もちろん、同一の資料に取材したために同文的になることは当然ありうる。前掲一覽表をみればわかるとおり、両者が一致している部分の多くが奥義抄とも共通し、奥義抄などを両者ともに取材源としたために同文的な項目が生ずることはあつただろう。しかし、右に挙げた(1)と(3)などいくつかは別資料には見えない。これらについてはどう考えたらよいであろうか。

一応次の三つの場合が想定できよう。

- (1) 現存しないある資料から祐盛抄・和歌色葉がそれぞれ書承した。
- (2) 祐盛抄から和歌色葉が書承した。
- (3) 和歌色葉から祐盛抄が書承した。

このいづれが正しいか判断する上で、前掲(3)「とよのあかり」は重要な意味を持つように思われる。

③本文は、和歌色葉の方が誤脱が少ないが、祐盛抄がわに伝写間の錯誤もあるから、そこから両者の先後は判定できない。それよりも注目すべきは両者の末尾が異なっていることである。祐盛抄は、

件の阿闍梨を広学なりとは人申けるとかや。

とするのに對し、和歌色葉は

件の阿闍梨を広学なりと、この入道が「わたくしに」ゆるし侍る也。謡家どもは定てあざけりわらひあはれむか、いかん。と極めて特徴的である。ここで「この入道」というのは上覧自身のことではない。和歌色葉という作品は大鏡に似た設定をとり、「商山の霜を眉に垂たる入道」と「渭濱の波を面に畳みたる老翁」とが雲林院の説法に集つた聽衆の中で行きあい、「老翁」が「入道」に自分の初孫のために和歌の難義を授けてくれるよう依頼し、「入道」がそれにこたえて語ったものをちょうど居あわせた西山隱士（上覧）が書きとめた、という体裁になつてゐる。従つて和歌色葉の歌学記事はすべて「入道」の語りであり、この(3)にあらわれる「この入道」も彼の自称である。

ただ、和歌色葉全体を通じてみても、語り手「入道」が前面に出てくる部分は非常に少ない。「入道」「老翁」といった人物が語りあうのは序と跋のみで、あとは普通の歌学書のスタイルとほとんど変わらない。ここでは、なぜ「入道」が突然浮上してきたのかを考える必要がある。

和歌色葉という作品は（特に③部分を含む中・下巻「難歌会訳」）はほとんどすべて奥義抄や和歌童蒙抄の転載で成り立つて

おり、編者上覧の考えが表に出でることは稀である。その中に突如「入道」が登場するのは、上覧が単なる引用集成者の立場を離れて、何かを主張したかったからではないか。

では、③で「入道」は何を主張したのかといえば、それは「読口譜代はいうにいまとする人多かれども、運心劬勞はこゆべき輩すくなければ、件の阿闍梨を広学なりと、この入道が「わたくしに」

ゆるし侍るなり」という顯昭贊美であったのである。さらに、「謗家どもは定てあざけりわらひあれむか、いかん」と、建久頃の歌壇状況の中で、徹底して顯昭の側につき、「謗家」の非難をうけることを厭わないという意志をも表明している。

ではなぜ上覧は顯昭を贊えようとするのだろう。おそらくそれは、和歌色葉が成立後すぐに顯昭の校讎を経ている（付載文書から知られる）ことと関係がある。つまり、上覧は實際顯昭を尊崇してもいたのだろうが、顯昭に見てもらうことを予め念頭におき、顯昭を贊美する文言を「入道」の語りの形で挿入しておいたのではないかと考えられるのである。

似たような例は上巻「撰抄時代者」の万葉集の条にも見える。

平城天子勅にて萬葉集を撰ぜらる。難義をばあらはしてやすきをかくす集也。素蓋鳴の始より人皇五十二代まで萬のときよをあつむれば萬葉集といふ也。大同年中の時侍臣家持に詔し給へるを、橘大臣諸兄とおし義をなすやからあり。奈良帝と申せば聖武天皇の御事と、時代の前後をわきまへず、ひが事をいふ人もあり。（113頁）

ここも和歌色葉には珍しい感情的な筆致で万葉集の「聖武一諸

兄」撰説を非難し、「平城一侍臣」撰説を主張しているが、周知のとおり後者は顯昭説であり、前者は清輔（袋草紙）、俊惠（顯昭古今集序注等所引）、道因・勝命（万葉集時代難事所引）。勝命は勝命古今集序注にも・俊成（万葉集時代考等）らの説であって、明らかに上覧は顯昭の側に立つて俊成等に対し「おし義をなすやから」と攻撃を加えているのである。

③部分にもどり、和歌色葉の末尾部分が、「謗家」をおとしめて顯昭との一体を表明するために書かれているとするなら、祐盛抄と和歌色葉との関係はおのずから決まってくることになろう。「とよのあかり」の真義で「難者の英才當世の歌仙」を閉口させたというこの話、全体が顯昭贊美的方向でつらぬかれていたのは明らかで、それが上覧の個人的事情に由来しているなら、当然和歌色葉がオリジナルであることになるからだ。祐盛抄は和歌色葉を書承するにあたって、「入道」うんぬんの特異なコメントをとりこみきれず、「……とは人申けるとかや」という当り障りのない結びに変えてしまったのである。

まとめて言えば、③部分における顯昭贊美的色調について、和歌色葉の方にそあるべき必然性が認められ、オリジナルであると推定されるということである。⁽⁶⁾つまり、先に両者の関係について想定した(1)～(3)のうちから(3)「和歌色葉から祐盛抄が書承した」を採ることになる。もちろん、断定するためにはなお確実な証拠が必要であろうが、祐盛抄が散佚してしまっている現在、このような推測に依るほか方法がなく、その限りでは右のよう見ておくのが適当であろうと考える。

ところで、祐盛抄と和歌色葉との先後は、そのまま祐盛抄の成立という問題に關つてゐるのは言うまでもない。右に述べたように和歌色葉が先行するとすれば、和歌色葉は建久九年（一一九八）五月上旬の完成と考えられてゐるので、祐盛抄の成立はそれ以後となる。一方、祐盛はその年八十二歳で、彼の生存は正治二年（一二〇〇）までしか確認されていない。もし真作なら最晩年、死ぬ直前の作ということになろう。

真作でなく仮託と見るなら、他に内部徵証のようなものはないので、成立の下限は現在の所、これらの佚文を収載する色葉和難集の成立によつて定めるほかはない。ただし、和難集の成立についてはいろいろ論じられているものの決め手に欠けるよう筆者には思われ、久曾神昇氏の言われる嘉祐二年（一二三六）以後間もなくか、という説をもとに、およそ鍊倉中期かと推測してはいるが確實ではない。西下経一氏のように室町まで下げる説もあるのである。

だが、もし仮託であるとするなら、祐盛のような知名でない人物を選ぶ必要はどこにあるのかという点は不審としなければならない。

俊頼息ということから名を借りたということはありうるかもしれないが、佚文中には俊頼の秘伝と称するような箇所は見えないのである（全体に「秘伝」的要素は見られないといつてよい）。内容的にも、鍊倉極初期成立のものとして不審な点はなく、祐盛作の所伝を否定するには及ばないではあるまい。真作であるという保証はないが、本稿ではその可能性が高いものとして扱いたい。

三、祐盛抄の性格

祐盛抄は奥義抄を多く引載し、和歌色葉をも資料としていることをここまで見てきた。なお、奥義抄との重複項目の多くは和歌色葉と共に通し、さらにその中には、本文的にみて和歌色葉からの孫引きではないかと考えられるものもある（紙幅の関係で挙例は略する）。しかし、(7)(11)(17)(22)(29)(35)(42)(50)(57)(59)(67)(84)については和歌色葉にみえないもので、独自に奥義抄を参照もしていることは確かである。

このほかには現在知られている歌学書で確実に資料となつたものはない（童蒙抄は和歌色葉経由かと思われる）ようであるが、それでもこの二書との重複項目は65項目にのぼり、全佚文87項目（重複ひとつを除く）のうち74.7%に達することは注目すべきである。しかも、そのうちわずかでも祐盛抄が情報を附加した項目は17条（(2)(9)(16)(20)(24)(29)(32)(34)(35)(45)(46)(52)(53)(54)(67)(75)(83)）にすぎず、同文的な転載ないし略引がその多くを占めているのだ。

この比率を原型の祐盛抄にあてはめてもそれほど誤ることはないと思われる。すなわち、祐盛抄は少なくとも全体の七割以上を奥義抄・和歌色葉などの転載によつてまかなない、しかもそれに自ら資料を増補することも多くはなかつた歌学書であると推定され（9）。

さて、この作品を我々はどういうふうに受けとめればよいのだろうか。祐盛抄は確かにオリジナリティには乏しく、当時の歌学界に対する貢献という点からみればあまり重要なものとは言えまい

(それでも検討に値しないわけではなく、先行文献に見えない説に興味をそそる部分も存するが、今は触れない)。

しかし、視点を変えてみよう。転載が多いということは、要するに基本的には先行学書の抜書きだということである。そうであれば、むしろ歌学説の享受の資料として考える方が適当なのではないか。

さまざまな歌学説が飛びかい、それをとりこんで作歌することが重視された院政期、歌人たちは歌学書を書写すると同時に、自分で用にそのめばしい項目を書き抜いたメモのようなものを作つて所持していたであろうことが容易に想像できるが、実はその種のメモは現在残されていないのである。祐盛抄をそのような作品と考えることはできないだろうか。もしそれが許されるのならば、清輔等の著作が享受され、作歌に反映していく過程を示す貴重な遺品ということになるだろう。

現在わかる限りでは、祐盛抄が抜書きの対象としているのは主に奥義抄と和歌色葉である。平安末期の歌人たちにとって、奥義抄は何よりもまず読まねばならぬ本であり、必須の教養であった。教長古今集注・勝命古今集序注・俊成の古今問答がみな奥義抄を重視し、定家も自筆の奥義抄を遺すなど、他人にやすやすと見せてはならぬはずの灌頂巻を含めて、歌人たちがよく学習していたことが知られるのである。祐盛抄が奥義抄を多く抜抄するのは当然といえよう。

一方和歌色葉は、奥義抄を中心にして諸々の歌学説を集成整理した大辞典のようなものである。これも抜書きを作るときには至

便な書物であると考えられ、祐盛抄の資料採集姿勢をうかがわせるものがある。

もちろん祐盛抄はすべてが抜書きなのではなく、オリジナルな説も述べられている。自分用のメモに、物を調べているうち得た新見も一緒に書きこんでいくというのはむしろ自然なことであろう。しかし、全体に占める割合からいって、本書の主目的は自説の開拓・提示というところにはなかつたと考えるべきである。

そのほか、本書作製の動機として、例えば初学者用に祐盛が既製の歌学書を抜粹して与えるというような場合も考えられよう。⁽¹⁰⁾ その場合でも、実用のために再編されたものという性格 자체に変りはない、同じように歌学説の享受資料と考えることができる。

なお論すべきことは多いが、祐盛抄の成立についての基本的な考証と、その性格についての私見とをひとまず示して本稿を終えることにしたい。

注(1)

他に月詣集・寿永百首の側から言及したものとして井上宗雄氏『平安後期歌人伝の研究』(昭53初版・昭63増補版)

などがある。二見浦百首からの言及もあるだろうが未調査。

(2)

以下の引用は『日本歌学大系』により、特に必要のない限り見出しと被注歌は省略した。

(3)

ただし、大東急本で大きく内容が変わった項目で、祐盛抄

が改訂本に一致する例として原田氏の挙げられた^{④⑤}は、実は和歌色葉にほとんど同文で出ており、後述するように祐盛抄が和歌色葉を資料としているとするならば、改訂本

下巻に限つては改訂本奥義抄が地にも伝存することが川上新一郎氏「顯昭著作考(二)」(斯道文庫論集22・昭63・3)205頁に指摘されている。

(4) 奥義抄を批判した条といふのは②のことであるうかと思われる。②は和難集が「奥義抄云」として「そがぎく」=黄菊説を掲げ、それに続けて「祐盛云、きどくといふ事、心ゆかず」と別説を掲げているもので、祐盛抄が奥義抄そのものを引いていたのか、他の同説の資料を引いていたのか判断できないので一覽表では重載を記していない。②は和歌色葉と同文で、後述するようにそちらから引いたものかと思われる。

(5) 正確に言うと、氏の御論稿の初稿では(b)の可能性にも一部言及されていたのであるが、単行本収録の際に削除されたのである。

(6) 上覚の顯昭贊美については黒田彰子氏「和歌注釈をめぐつて——和歌童蒙抄と和歌色葉——」(和歌文学研究53・昭61・10)にも言及がある。

(7) 久曾神昇氏『日本歌学大系』第三巻解題に従う。

(8) 西下経一氏「色葉和難集の作者」(文学10・昭7・3)は、貞応本に類する奥書を持つ定家自筆の古今集が「將軍の御所」にあるという記述から室町成立説をとるが、くわしい説明はない。久曾神昇氏『日本歌学大系』別巻二解題

(昭33)は定家・家隆の称呼を根拠とする。川瀬一馬氏『古辞書の研究』(昭30)は和難集の引く長明文字鑑が作者による改訂前の原撰本であると主張し、和難集の成立は長明の没する建保四年(一二一六)以前とするが、仮に長明文字鑑原撰本を長明自作と考えても、何故それを長明後に他者が披見しえないのか不審。なお同氏は「中世における辞書の二三について附大永四年鈔本金句集」(青山学院女子短期大学紀要10・昭33・1)で「鎌倉中期を下らぬ頃の」和難集切を紹介しておられる。渋谷虎雄氏『中世万葉集研究』(昭42)は、和難集の引く万葉歌が旧訓によつていることから、その成立を仙覚の改訓の行われた寛元元年(一一四三)以前とするが、改訓後に旧訓本が姿を消してしまふわけではなく、論拠とはしがたいと思う。

(9) 祐盛抄が他に歌式や名所等、和難集には引用されない性格の部分を有していればそなう簡単には推測できないのであるが、いまは歌語についての説のみを考えて言うのである。

(10) 当時祐盛が高齢で、すでにひとかどの歌人と考えられてゐること、経房家では指導的な立場にあつたらしいこと(吉記元暦元年十一月三日条・文治元年五月五日条。前掲杉崎氏・大取氏の論稿参照のこと)などを考えると、こちらの可能性の方が高いかも知れない。